

## 消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合の 消防署への届出、申請について

危険物に該当する消毒用アルコールを貯蔵・取扱う場合、消防法または火災予防条例により、**その数量に応じて**消防署へ申請または届出が必要となります。

危険物に該当する消毒用アルコールは、消防法では、**第四類・アルコール類**に分類されます。

### ★ 消毒用アルコール（第四類・アルコール類）を 貯蔵・取扱う場合

消防法または火災予防条例の手続きを整理したものが下の表です。

貯蔵・取扱う数量	届出・申請の有無
80L未満	届出・申請の必要はありません
80L以上400L未満	届出が必要です
400L以上	申請が必要です

貯蔵・取扱いを**常時**行うか、**一時的**に行うかによって、**貯蔵・取扱いの方法について**求められる基準が異なります。

### ★ **常時**、貯蔵・取扱う場合の届出・申請の場合

消防法令または火災予防条例で定めている**技術上の基準を満たす**必要があります。

### ★ **一時的**に貯蔵・取扱いを行う場合の届出・申請の場合

消防法令または火災予防条例で求めている技術上の基準に準じた**火災予防上の安全対策を講じる**必要があります。

※ 手続き関係について、ご不明な点がございましたら、  
消防本部予防課危険物係へお問合せください。